

東京都における 「みどりの新戦略」の推進

「みどりの新戦略ガイドライン」と 「都市計画公園・緑地の整備方針」

東京都都市整備局都市基盤部

きたはら こういち
公園緑地計画担当課長 北原 恒一



背景

都市の安全や防災性の確保、ヒートアイランド現象の緩和等環境問題への対応、美しい都市景観の創出など、首都東京の抱える諸課題に対処する上で、公園・緑地をはじめとする「みどり」の果たす役割はきわめて大きく、東京のみどりの充実への期待が高まっている。

東京都では、「緑の東京計画」(平成12年)に基づき総合的なみどりの施策を進めているが、都・区市町の厳しい財政状況等を勘案すると、必要な

公園・緑地の整備やみどりづくりの目標達成には、相当の年月を要することが予想される(図1)。

このような中、東京都都市計画審議会から、都市計画公園・緑地を含めたみどりづくりを戦略的に展開するための方策が盛り込まれた「東京らしいみどりをつくる新戦略」(平成15年10月)の答申を得た。

都では答申以降、みどりづくりの方策について、具体的検討を進めてきたところであるが、新たに、東京らしいみどりづくりを誘導するための指針として「みどりの新戦略ガイドライン」を策

定することとし、「都市計画公園・緑地の整備方針」(都・区市町共同策定)と併せてこのほど「中間のまとめ」を公表しパブリックコメントを実施したところである。その概要をご報告させていただきます。

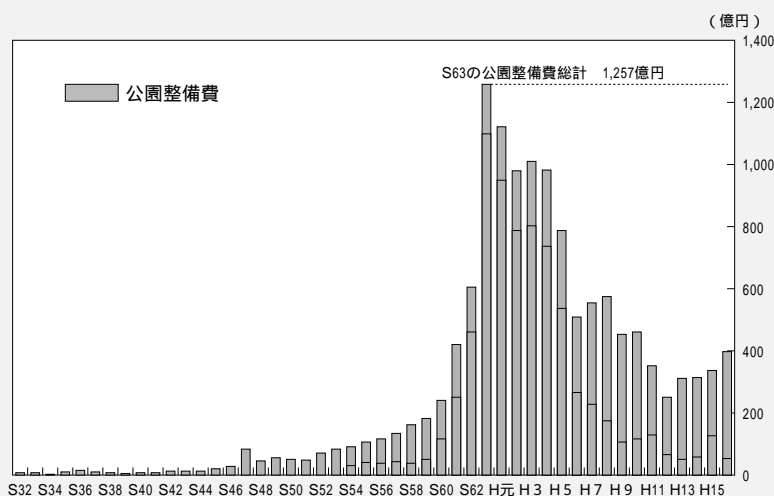


みどりの新戦略 ガイドライン

(1) みどりづくりの目標

「みどりの新戦略ガイドライン」は、都市における「みどりの拠点と軸」の形成を目指し、公共事業者はもとより、都民や

図 1 東京都の公園整備費(都立公園)の推移



*平成15年度までは決算額,平成16年度は予算額
(作成:東京都都市整備局,データ:東京都建設局)



写真 1 表参道
（「みどりの軸」の
例）

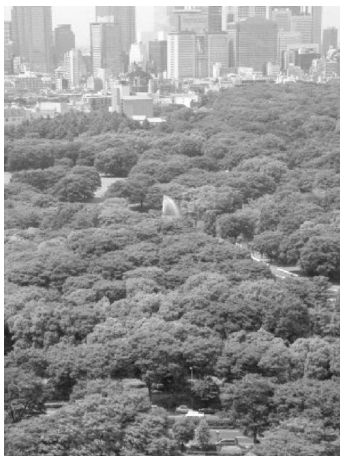


写真 2
代々木公園の森
（「みどりの拠
点」の例）

民間事業者のみどりづくりを誘導するための指針として策定するものである（写真 1, 2）。

首都東京に相応しいみどりづくりの目標を、①みどりの量の拡大、②みどりの質の向上、③「環境軸」とみどりのネットワークの形成の観点から示し、公共・民間の役割分担を踏まえ、実現の方策を提示している。

2025年におけるみどりづくりの目標値について、地域全体の面積に占めるみどりの割合である「みどり率」を指標として、区部では現在（約29%）の2割の増加を、多摩部では現在（約80%）のみどり率の確保を目指す。

（2）公共と民間の役割分担

「公共」がみどりの拠点や軸の骨格となる公園・緑地や道路、河川のみどりなど公共空間のみどりを整備し、この拠点と軸の骨格をベースとして「民間」により創出されるさまざまなみどりが一体となりネットワーク（拠点と軸）に広がり厚みを加え、都市のみどりの充実を図ることとした。

（3）新たな施策の展開

ガイドラインでは、みどりの目標達成に向け、

従来の施策に加え、東京都が今後、新たに取り組むべき四つの施策を、以下のとおり提示している。

① 「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定

整備方針は、都市計画公園・緑地の計画的、効率的な事業促進に向けた方策を示すものであり、事業計画において、優先的に整備に着手する「重点公園・緑地」と「優先整備区域」を設定、公表することとした。

② 豊かなネットワークとなる「環境軸」の形成

道路、河川、公園など、骨格となる都市施設と周辺のまちづくりを一体的にとらえ、みどり豊かで広がり厚みをもった良好な空間へ誘導する「環境軸」の形成を図ることを提案する。

「環境軸」の形成により、良好なみどりのネットワークが形成され、都市と自然が調和した快適な都市環境の実現が期待できる（図 2）。

③ 民間事業者等による「みどりの計画書」の作成

民間事業者等によるみどりづくりを誘導するため、「みどりの計画書」を作成する仕組みを導入する。

都市再開発事業や総合設計など、都市開発諸制度を活用した都市づくりを進める際に、事業者が「みどりの計画書」を作成し、計画の初期段階からみどりのネットワーク充実を考慮したみどりづくりができるよう、東京都と調整、協議を進める手法の導入を検討する。

④ 民間による公園づくりの仕組みの検討

企業グラウンドや屋敷林などを対象に、防災、レクリエーション、環境保全拠点等として貴重なオープンスペースを、公園として早期に確保、公開するため、民有地において、民間による公園の整備・管理を促す仕組みを検討する。

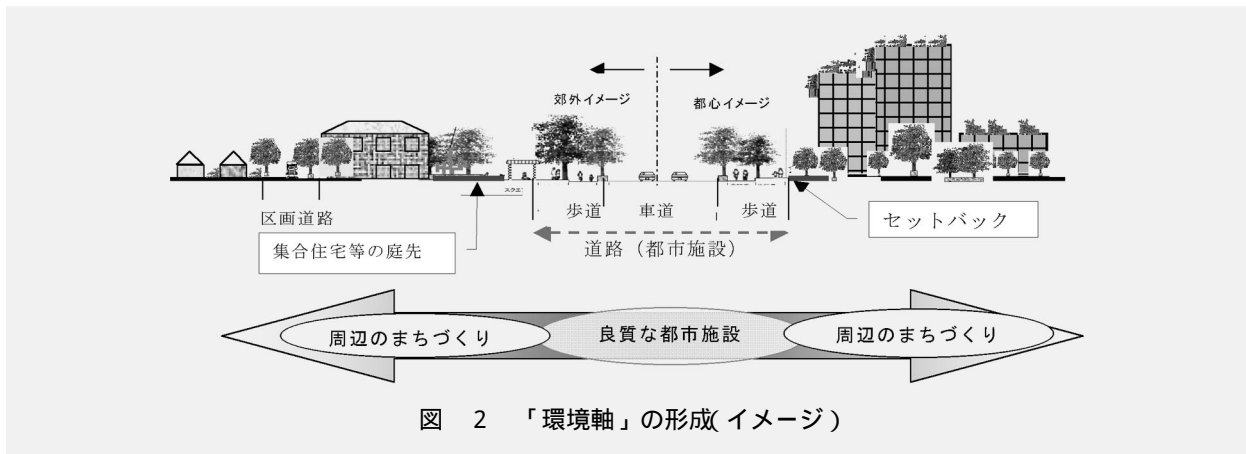


都市計画公園・緑地の整備方針

（1）事業化計画の作成

「都市計画公園・緑地の整備方針」は、みどりの拠点や軸の中核となる「都市計画公園・緑地」の整備を促進するために策定する。

公園・緑地を計画的、効率的な整備を進めるための基本的な考え方や、優先的に整備に着手する



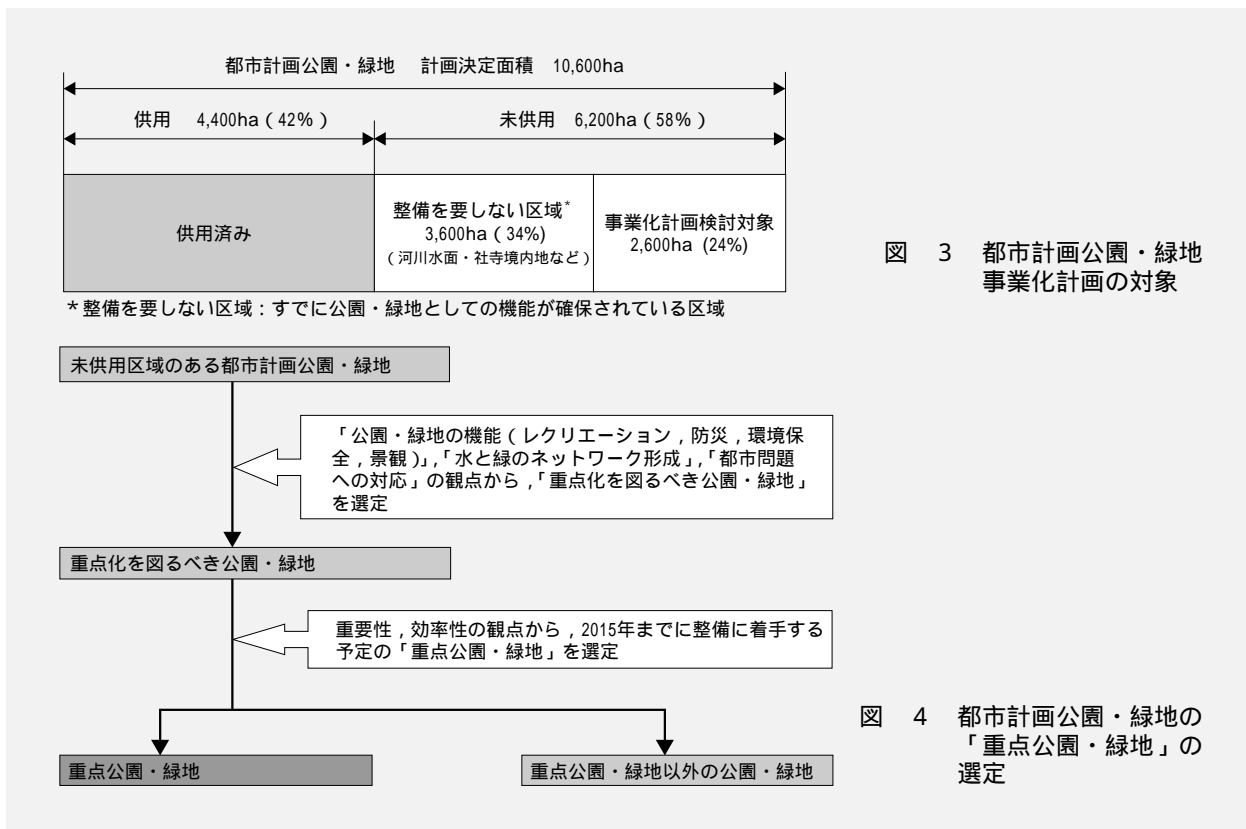
予定の公園・緑地，区域を明らかにする「事業化計画」を作成すべく，都と区市町が合同で策定作業を進めている。

現在，都市計画決定している公園・緑地の面積 10,600ha のうち，すでに供用されているのは 4 割強の 4,400ha であり，6,200ha が未供用である。このうち，社寺境内地や河川水面など，すでに公園・緑地としての機能が確保されている部分を除いた 2,600ha を対象に事業化計画を作成する(図 3)。

(2) 「重点公園・緑地」「優先整備区域」の設定

未供用区域のある都市計画公園・緑地を対象に，①公園緑地の機能(レクリエーション，防災，環境保全，景観)，②水と緑のネットワーク形成，③都市問題への対応などの観点から「重点化を図るべき公園・緑地」を選定し，さらに①重要性，②効率性の観点から，2015年までに整備に着手する予定の「重点公園・緑地」と「優先整備区域」を選定する。

「優先整備区域」を含む事業化計画は定期的に更新し，都市計画公園・緑地の計画的，効率的整備の促進を図る(図 4)。



4

今後の展開

「みどりの新戦略ガイドライン」「都市計画公園・緑地の整備方針」とも、中間のまとめを公表し、7月にパブリックコメントを実施した。

「都市計画公園・緑地の整備方針」については、中間のまとめでは、優先的に整備に着手する公園・緑地を選定するための評価方法などについ

て提案している。

引き続き、都・区市町事業を含めた、具体的な「重点公園・緑地」や「優先整備区域」について検討を進め、改めて公表、パブリックコメント等を行う。

各方面からの意見等を参考に内容の検討を進め、ガイドライン、整備方針とも、本年度中に最終公表を行う予定である（図 5）。

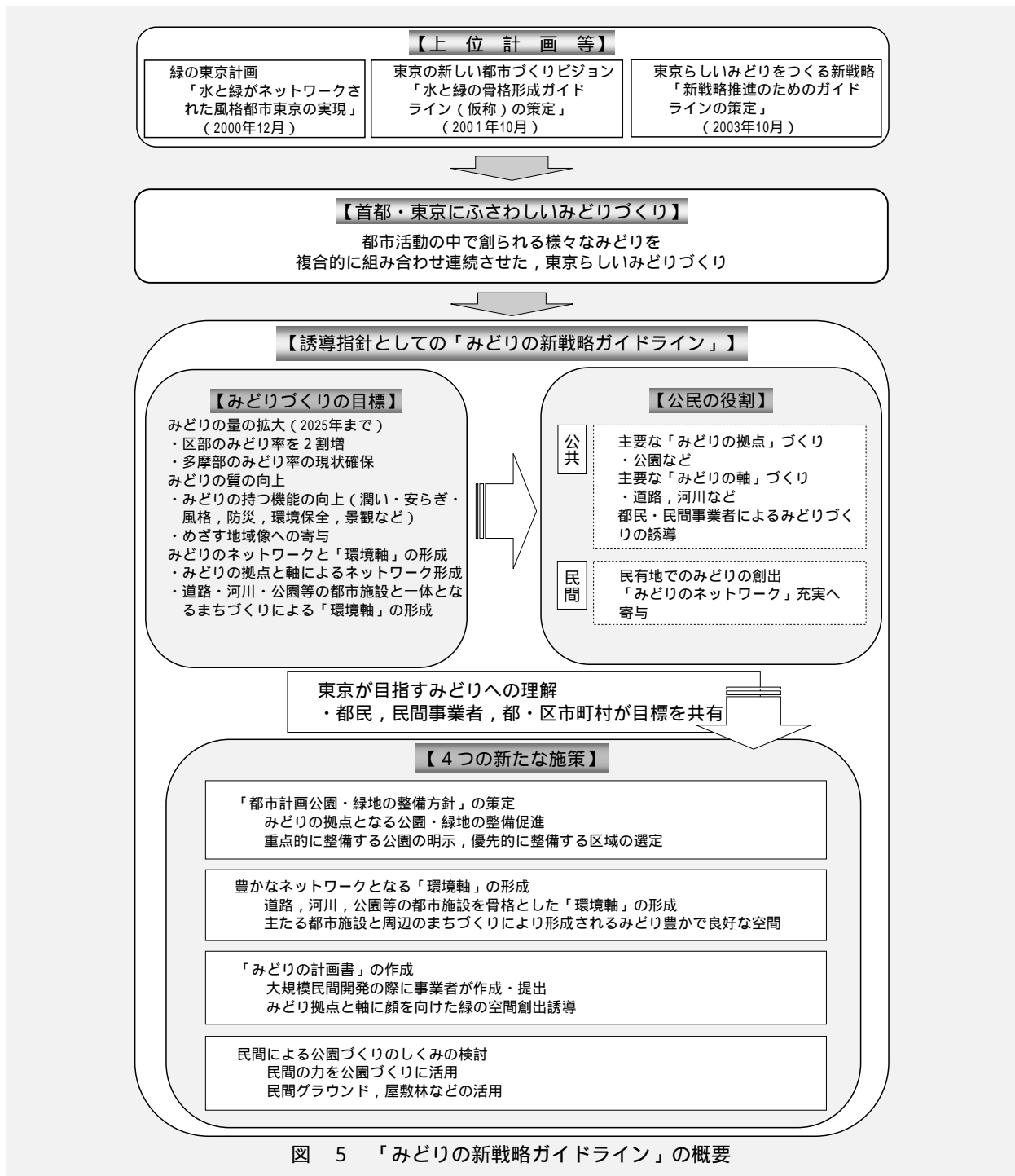


図 5 「みどりの新戦略ガイドライン」の概要